

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月11日規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成16年7月1日規則第61号                      平成18年4月14日規則第73号                      平成19年6月25日規則第67号                      平成22年6月30日規則第53号                      平成23年3月11日規則第6号                      平成23年11月30日規則第57号                      平成24年10月2日規則第91号                      平成25年12月27日規則第107号                      平成29年6月26日規則第52号                      平成30年3月30日規則第66号  <b>平成31年3月5日規則第11号</b></p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月11日規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成16年7月1日規則第61号                      平成18年4月14日規則第73号                      平成19年6月25日規則第67号                      平成22年6月30日規則第53号                      平成23年3月11日規則第6号                      平成23年11月30日規則第57号                      平成24年10月2日規則第91号                      平成25年12月27日規則第107号                      平成29年6月26日規則第52号                      平成30年3月30日規則第66号</p>
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第4条）                      第2章 建築計画の届出等（第5条 第8条の2）                      第3章 住環境に関する整備基準等（第9条 第14条）                      第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準（第15条 第17条）                      第5章 ワンルームマンション建築物に関する整備基準等（第18条 第21条）                      第6章 特定商業施設に関する壁面等の後退の距離等（第22条）</p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第4条）                      第2章 建築計画の届出等（第5条 第8条の2）                      第3章 住環境に関する整備基準等（第9条 第14条）                      第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準（第15条 第17条）                      第5章 ワンルームマンション建築物に関する整備基準等（第18条 第21条）                      第6章 特定商業施設に関する壁面等の後退の距離等（第22条）</p>

改正後	改正前												
<p>第7章 長屋に関する整備基準等（第23条 第25条）  第8章 雑則（第26条 第28条）  附則</p>	<p>第7章 長屋に関する整備基準等（第23条 第25条）  第8章 雑則（第26条 第28条）  附則</p>												
<p>第1条～第14条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p>												
<p>第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準  （防火及び震災対策等に必要な水槽の設置基準）</p>	<p>第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準  （防火及び震災対策等に必要な水槽の設置基準）</p>												
<p>第15条 条例第17条に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に定める延べ面積に応じ、それぞれ同表右欄に定める数値以上の規模の水槽を設置することとする。ただし、プール等で区長が特に認めるものを設置しようとする場合又は設置されている場合は、この限りでない。</p>	<p>第15条 条例第17条に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に定める延べ面積に応じ、それぞれ同表右欄に定める数値以上の規模の水槽を設置することとする。ただし、プール等で区長が特に認めるものを設置しようとする場合又は設置されている場合は、この限りでない。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 715 833 801">3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="833 715 1070 801">40立方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 807 833 893">5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="833 807 1070 893">60立方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 900 833 992">10,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="833 900 1070 992">100立方メートル</td> </tr> </table>	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40立方メートル	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60立方メートル	10,000平方メートル以上のもの	100立方メートル	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 715 1827 801">3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1827 715 2065 801">40トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 807 1827 893">5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1827 807 2065 893">60トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 900 1827 944">10,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="1827 900 2065 944">100トン</td> </tr> </table>	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40トン	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60トン	10,000平方メートル以上のもの	100トン
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40立方メートル												
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60立方メートル												
10,000平方メートル以上のもの	100立方メートル												
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40トン												
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60トン												
10,000平方メートル以上のもの	100トン												
<p>備考 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用水のための施設を設置しようとする場合又は設置されている場合は、当該施設の水量の規模をこの基準に従い設置する水槽の規模に含めることができる。</p>	<p>備考 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用水のための施設を設置しようとする場合又は設置されている場合は、当該施設の水量の規模をこの基準に従い設置する水槽の規模に含めることができる。</p>												
<p>第16条～第28条 略</p>	<p>第16条～第28条 略</p>												
<p>附則  この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>附則  この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p>												
<p>附則（平成16年7月1日規則第61号）  この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則（平成16年7月1日規則第61号）  この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>												

改正後	改正前
<p>附 則（平成18年4月14日規則第73号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月25日規則第67号）</p> <p>1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第4備考3の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定（別表第4備考3の規定を除く。）は、平成19年10月1日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項及び第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成22年6月30日規則第53号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条に2項を加える改正規定は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月11日規則第6号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年11月30日規則第57号） この規則は、公布の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。</p> <p>附 則（平成24年10月2日規則第91号）</p> <p>1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年12月27日規則第107号）</p>	<p>附 則（平成18年4月14日規則第73号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月25日規則第67号）</p> <p>1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第4備考3の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定（別表第4備考3の規定を除く。）は、平成19年10月1日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項及び第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成22年6月30日規則第53号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条に2項を加える改正規定は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月11日規則第6号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年11月30日規則第57号） この規則は、公布の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。</p> <p>附 則（平成24年10月2日規則第91号）</p> <p>1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年12月27日規則第107号）</p>

改正後	改正前				
<p>この規則は、平成26年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日規則第52号）</p> <p>1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成30年3月30日規則第66号）</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項又は第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則（平成31年3月5日規則第11号）</b>  <b>この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条の表の改正規定及び別表第4備考3の改正規定は、公布の日から施行する。</b></p> <p>別表第1（第9条関係） 略  別表第2（第11条関係） 略  別表第2の2（第11条関係） 略  別表第3（第12条、第24条関係） 略  別表第4（第16条関係）  環境空地の形態及び配置の基準</p>	<p>この規則は、平成26年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日規則第52号）</p> <p>1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>附 則（平成30年3月30日規則第66号）</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項又は第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第9条関係） 略  別表第2（第11条関係） 略  別表第2の2（第11条関係） 略  別表第3（第12条、第24条関係） 略  別表第4（第16条関係）  環境空地の形態及び配置の基準</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1385 371 1431">種別</th> <th data-bbox="371 1385 1061 1431">形態及び配置の基準</th> </tr> </thead> </table>	種別	形態及び配置の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 1385 1366 1431">種別</th> <th data-bbox="1366 1385 2065 1431">形態及び配置の基準</th> </tr> </thead> </table>	種別	形態及び配置の基準
種別	形態及び配置の基準				
種別	形態及び配置の基準				

改正後		改正前	
歩道状空地	<p>1 敷地から道路に通ずる自動車及び自転車等の出入口の部分を除き、連続した歩行者用の通路とすること。</p> <p>2 幅員2メートル(区長が現に存する樹木又は緑地を保存することが相当と認めた場合にあっては、当該樹木又は緑地が存する部分に応じた箇所に限り、幅員1.5メートル)以上とし、かつ、歩行者の通行に支障がない形態とすること。</p> <p>3 道路、緑道、公園等又は条例第10条第1項から第3項までの規定により道路状に整備する敷地の部分その他これに類する部分(以下「道路等」という。)に接して設けること。</p> <p>4 大規模建築物にあっては、道路等に接する敷地の部分の全てに設けること。ただし、当該大規模建築物の敷地の位置若しくは形態又は道路等の形態により、道路等に接する敷地の部分の全てに設ける必要がないと区長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 前2号の規定にかかわらず、道路等に接して樹木又は緑地を配置する場合で、区長が相当と認めるときは、当該樹木又は緑地が存する部分に応じた箇所の通路の部分に限り、道路等に接して設けることを要しない。</p> <p>6 必要に応じて車止め等を設けること。</p>		

改正後		改正前	
緑地帯	<p>1 幅員1メートル以上の連続した緑地(芝その他の地被植物のみで構成される緑地を除く。) 又は樹林地で天空とすること。</p> <p>2 道路等又は歩道状空地に接して設けること。 ただし、敷地の位置若しくは形態又は道路等の形態により、道路等又は歩道状空地に接して設ける必要がないと区長が認める場合は、条例第18条第1項の規定により設置しなければならない環境空地の面積の10分の3に相当する面積を限度に、窓先空地以外の隣地境界に接する敷地の部分に設けることができる。</p>	緑地帯	<p>1 幅員1メートル以上の連続した緑地又は樹林地で天空とすること。</p> <p>2 道路、緑道、公園等又は条例第10条第1項から第3項までの規定により道路状に整備する敷地の部分(以下「道路等」という。)に接して設けること。ただし、敷地の位置又は形態により、道路等に接して設けることが困難であると区長が認める場合は、条例第18条第1項の規定により設置しなければならない環境空地の面積の10分の3に相当する面積を限度に、窓先空地以外の隣地境界に接する敷地の部分に設けることができる。</p>
		歩道状空地	<p>1 幅員2メートル以上の連続した歩行者用通路とすること。</p> <p>2 通路は、歩行者の通行に支障のない形態とすること。ただし、区長が必要と認めるときは、環境空地に該当しない樹木又は緑地を囲む形態とすることができる。</p> <p>3 前号ただし書に規定する場合にあっては、2メートル(当該樹木が条例第7条の協議の際に現に存し、かつ、区長が当該樹木を保存することが相当と認められた場合にあっては、当該樹木が存する部分に応じた箇所限り1.5メートル)</p>

改正後		改正前	
			<p><u>以上の歩行者の通行に支障のない幅を確保すること。</u></p> <p>4 <u>必要に応じて車止め等を設けること。</u></p> <p>5 <u>自動車の車路以外の道路等に接する敷地の部分に設けること。</u></p> <p>6 <u>大規模建築物にあっては、道路等に接する敷地の部分のすべてに設けること。ただし、当該建築物の敷地の位置又は形態により、道路等に接する敷地の部分のすべてに設けることが困難であると区長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>前2号の規定にかかわらず、道路等に接して環境空地に該当しない樹木又は緑地が存する場合で、区長が相当と認めるときは、当該樹木又は緑地が存する部分に応じた箇所の通路の部分に限り、道路等に接して設けることを要しない。</u></p>
広場状空地	<p>1 空地を構成する最も狭い部分の幅員は、4メートル以上で天空とすること。</p> <p>2 必要に応じて休養施設、遊戯施設、緑地等を設けること。</p> <p>3 空地の周囲の長さの6分の1以上を道路等に接すること。</p> <p>4 窓先空地以外の敷地の部分に設けること。</p>	広場状空地	<p>1 空地を構成する最も狭い部分の幅員は、4メートル以上で天空とすること。</p> <p>2 必要に応じて休養施設、遊戯施設、緑地等を設けること。</p> <p>3 空地の周囲の長さの6分の1以上を道路等に接すること。</p> <p>4 窓先空地以外の敷地の部分に設けること。</p>
アーケード、ピロティ等	<p>1 商業系地域内に設けるものであること。</p> <p>2 アーケード、ピロティ、アトリウム(建築物内に設ける大規模な吹抜け空間で、一般の利用</p>	アーケード、ピロティ等	<p>1 商業系地域内に設けるものであること。</p> <p>2 アーケード、ピロティ、アトリウム(建築物内に設ける大規模な吹抜け空間で、一般の利用</p>

改正後		改正前	
	<p>に供され、天空光を確保することができるものをいう。)又は建築物の屋上(以下「アーケード等」という。)で、通路状(アーケード等の相互間を有効に連絡する通路又は階段等を含む。)又は広場状とすること。</p> <p>3 ピロティの天井の高さは、3メートル以上とすること。</p> <p>4 アーケード及びピロティは、敷地内を通り抜け、道路等の相互間を有効に連絡すること。</p>		<p>に供され、天空光を確保することができるものをいう。)又は建築物の屋上(以下「アーケード等」という。)で、通路状(アーケード等の相互間を有効に連絡する通路又は階段等を含む。)又は広場状とすること。</p> <p>3 ピロティの天井の高さは、3メートル以上とすること。</p> <p>4 アーケード及びピロティは、敷地内を通り抜け、道路等の相互間を有効に連絡すること。</p>
貫通通路	<p>1 幅員2メートル以上とし、通行部分の有効幅員は、1.5メートル以上の<b>歩行者用の通路</b>で天空とすること。</p> <p>2 敷地内を通り抜け、道路等の相互間を有効に連絡すること。</p>	貫通通路	<p>1 幅員2メートル以上とし、通行部分の有効幅員は、1.5メートル以上の<b>歩行者用通路</b>で天空とすること。</p> <p>2 敷地内を通り抜け、道路等の相互間を有効に連絡すること。</p>
敷地内空地	<p>建築物(別表第2備考2に規定する附属建築物を除く。)と隣地境界との水平距離が2メートル(商業系地域においては、0.5メートル)以上確保されている建築物における当該建築物の敷地内の通路若しくは緑地又は居住者のコミュニティ形成の場として活用される空地で天空とすること。</p>	敷地内空地	<p>建築物(別表第2備考2に規定する附属建築物を除く。)と隣地境界との水平距離が2メートル(商業系地域においては、0.5メートル)以上確保されている建築物における当該建築物の敷地内の通路若しくは緑地又は居住者のコミュニティ形成の場として活用される空地で天空とすること。</p>
樹林保存空地	<p>既存の樹林地で一団の形態が確保されているものとする。</p>	樹林保存空地	<p>既存の樹林地で一団の形態が確保されているものとする。</p>
備考		備考	
<p>1 敷地内空地は、敷地が道路等に接する長さの合計が、当該敷地境界線の長さの合計の6分の1に満たない敷地について適用する。</p>		<p>1 敷地内空地は、敷地が道路等に接する長さの合計が、当該敷地境界線の長さの合計の6分の1に満たない敷地について適用する。</p>	



改正後	改正前
<p>2 特定商業施設（小売業及び興行場の営業を行うものに限る。）の敷地内に設けられる環境空地内に自転車等のための駐車施設（平置式で天空状のものに限る。）を設置する場合は、当該駐車施設は広場状空地とみなすものとする。</p> <p>3 敷地内に設置される法第59条の2に規定する空地及び都市計画法第9条第20項に規定する特定街区内における建築物の敷地内に設置される空地及び令第25条第6号の規定により設置される公園等は、広場状空地とみなすものとする。</p> <p>4 環境空地の概要を記した表示板を作成し、環境空地内の見やすい場所に設置すること。</p> <p>5 環境空地にフェンスを設ける場合は、建築物側に設けること。</p> <p>別表第5（第23条関係） 略</p> <p>別表第6（第23条関係） 略</p>	<p>2 特定商業施設（小売業及び興行場の営業を行うものに限る。）の敷地内に設けられる環境空地内に自転車等のための駐車施設（平置式で天空状のものに限る。）を設置する場合は、当該駐車施設は広場状空地とみなすものとする。</p> <p>3 敷地内に設置される法第59条の2に規定する空地及び都市計画法第9条第19項に規定する特定街区内における建築物の敷地内に設置される空地及び令第25条第6号の規定により設置される公園等は、広場状空地とみなすものとする。</p> <p>4 環境空地の概要を記した表示板を作成し、環境空地内の見やすい場所に設置すること。</p> <p>5 環境空地にフェンスを設ける場合は、建築物側に設けること。</p> <p>別表第5（第23条関係） 略</p> <p>別表第6（第23条関係） 略</p>